

唐末に清志志乃ありし勅願乃儀式を此山より
 うりゆ終寺勢公意法下りも終りて勝林院の浄堂
 ありてかた此山とくありてをこらる應永十九年
 毘沙門堂乃室下りて浄堂先らとてしをりて浄堂
 うへ浄陵地手車むりて浄堂先らとてしをりて浄堂
 遊遊の浄願寺此面目りて浄堂先らとてしをりて浄堂
 意よりけりて浄堂先らとてしをりて浄堂
 所化りて浄堂先らとてしをりて浄堂
 志いありて浄堂先らとてしをりて浄堂
 足跡ありて浄堂先らとてしをりて浄堂

唐風をまうて浄堂先らとてしをりて浄堂
 正西の中間より佛堂をとりて普賢像を祀る前札二
 脚をとりて浄堂先らとてしをりて浄堂
 かりありて浄堂先らとてしをりて浄堂
 りつらとありて浄堂先らとてしをりて浄堂
 唐をとりて浄堂先らとてしをりて浄堂
 局中より浄堂先らとてしをりて浄堂
 東乃一門ありて浄堂先らとてしをりて浄堂
 十廿六年午の卜刻りて先集會乃終をありて浄堂
 唐僧泰雲と純文甲製裳ありて浄堂先らとてしをりて浄堂

とつとと見くく入るは乃く中の妻戸より入る
 前座主公承僧正の純席しおれ入してつた公意
 法下以下南上東西小次第し着座寸己と十人なり
 堂童子も向をわ花宮の兩柱是を役とて
 公承僧正師資前慶憲待師とて座を立く置
 ゆる朝座の懺法をとりて供花をふりてはあそ
 也乃ゆる夕座をとりて切音錫杖早懺法解く例
 時を清くふりてあつるういれぬりやくてきり
 ゆる梵音と身より心は也しゆるあゆみし雨
 とく也く記して六根懺悔乃庭りをぬりて三毒煩惱の
 煇成とて代ゆる入達乃得たふ事はてくみる座を
 するゆふのむをまいたるゆゆくはゆゆゆ子にて地下
 の樂人はよりあふくあふい登山寸ふ火すあ道乃執
 心と登山ゆゆく也あくわあ七日御月念をわゆ
 當日午の天顔收くくわく元飛乃事落もきふ
 惠日の光よりましくわゆる陰晴自然此理り付ゆる
 少と穀心あふゆる勢ゆる五りて終て先皇と
 少也納文とて勢ゆるんたあわゆる免ゆる一昭
 へのとてやと鐘をゆる月と己の一照小は元泰
 堂寸伶倫のえ月と津衣あし大庭を危し西乃門不

神入ぬ底の着座はら盤侍調の調子を吹いたと
 北間花巻をくつら山子の出たてのの多押しと分を
 行ふやかくてうううう海母のやあていと無念うあう吹ふ
 急獲の楽同依迄又昇来あつて調子を續けりあ
 る心敬礼をいしてさるも志乃ふはひとさうさの
 望さう一匠く此物乃程やとふは鳥をま海一し門
 をあふさといとありし海く俗樂は来急うしわさるを
 奪うしと思ふさうう分軒乃五葉松風は程あも程
 息あうのうお水りしひまあいおしつかはさるね
 海はさるくふあ法をま補ふかとううかう持御の身

意二匠う陳期取置にううし兼博士をせんうしかう
 やう乃あさい心あうん都人乃多うあ也とあう
 らうううあてまうると上下はさうう吉松はさう思
 程ふや難まうたの物うはまふ例時うかくて早
 熾法うし補時う事終うとねうまをなは聴元
 と程ふかひあてあやうは村乃着中うは念もめ乃
 うういあやあぬううう海母はてあかはさうう
 や海母うあ人もまぬううは持さうあんら
 何うううあ申くううわよみうう取能の次第
 うと志門かう思ひあ何うう

公承僧正と両日咒願のりなり

公意法中と當日此錫杖

頼憲法中と前日の錫杖

宗藝法中と當日其調夢

良秀法中と前日の御影

宏藝法中と前日の早熾法

存運律師と當日此早熾法

慶藝律師と當日乃伽陀

慶憲律師と當日其依陀

重榮律師と前日乃例時法中と

兼仕二人 金頂法橋 金春法橋なり

地下の俗人の 笙 縁秋朝長 直秋

單策 女陪季継

笛 景葱 景益 大神景俊

羯鼓 慶秋

太鼓 豊原統秋等八人也

樂ハ

惣體

昇樂

宗明樂

抹索光

乐拍子

供養文後

万秋樂破

敬禮院後

蕙香之帖

眼耳後

同急

鼻舌後

白板

向悔後

輪臺青海波

下樂

竹林樂

迴向了

千秋樂之三九也

兩日事ありやうり行きぬりハ拉勅使乃者座

月いふ心乃いれやも思ひいふ海禁國りてあり

御一か心小免てりまはれおやと御りてしつと結

縁乃望も御らん一と御りかりはてあふ小をゆ

つふさういせのいづやと此みれ乃中りてつ

更小あき御一り天魔のいふ次大変おそ御りも

いハをらうらやお骨も也は度乃御講りいすてと

竹ありハかせうらとれ小首、大り春内一てけら

山門さへあはい出に得る御りる也後代小を心乃

あ一をく御さ成水かくを未さり御るに男免て

一尊も門をさるせとく雲井乃御法のいづ御りぬら

念ふ休をさあしとはる御りん也頭中おあな

かろり中道に御礼二日をまじし見事一終る
くいとわく、かたはまふしかつりくや月入る
想ふ事派るは、あはれにこゝろあはれ
おろく停るか、硯凍をまじり筆跡を志す
ゆる也僧名か家記より、印さうり終る御人
日、別道より入るべきや時り文明八乃や、志す
十日以下、漢山より、あはれを志す、一門をぬ

右三部請日下部傾清浄寫畢

後光嚴院三十三回聖忌記 記者未考

應永十三年 辛戌 正月廿九日 後光嚴院三十三廻之

聖忌也 仍自廿九日七々日 於禁裏有御懺法被逐

應安康曆之例 云奉行職事頭丸中辨豊房朝臣也

堂上所作人御點 云今出川右大臣花山院大納言

忠定 頭中將宗量朝臣教興朝臣隆躬朝臣等也 信

俊朝臣不入御點之間 令取望之處 無子細被召加

了 經良朝臣孝継同被追加 箏折節無其之間 闕

如無念之處 臨期被仰益井 云

廿六日天晴 今日於菊亭内、有習礼以景親地下